

経政第000183号
令和7年(2025年)8月18日

丸成産業 株式会社
代表取締役社長 下田 基成 様

熊本市長 大西 一史
(経済政策課扱い)

採石業登録事項の変更について (通知)

このことについて、氏名等変更届を受理し、下記のとおり登録事項を変更したので通知します。

記

変更日	従前の内容	変更後の内容
令和7年(2025年) 8月18日	(代表者) 下田 信美 (業務を行う役員の氏名) 下田 信美 下田 輝美 下田 基成 下田 碧	(代表者) 下田 基成 (業務を行う役員の氏名) 下田 信美 下田 輝美 下田 基成 下田 碧

熊本市西区松尾町近津767番地

丸成産業株式会社

代表取締役 下田 信美 様

令和3年（2021年）11月18日付けで申請の岩石採取計画については、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定により、次のとおり認可します。

令和4年（2022年）1月21日

熊本市長 大西 一 史



1 認可の内容

採取場名	近津採取場			
採取場所在地	熊本市西区松尾町近津字島ノ上42外55筆			
面積	総面積	80,936.96平方メートル	採取量	132,700トン
	採取面積	6,664.97平方メートル		
採取の期間	令和4年（2022年）1月22日 から 令和11年（2029年）1月21日 まで			
その他	認可申請書の内容を遵守すること			

教 示

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、採石法第39条第1項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると裁定の申請をすることができなくなります。
- この処分について、公害等調整委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定を受けた場合は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第49条の規定により、裁定書又は決定書の正本が到達した日から60日以内に、公害等調整委員会を被告として東京高等裁判所に裁定又は裁定の申請の却下の決定の取消しの訴えを提起することができます。

